

令和6年度 愛知県介護福祉士会

認知症介護実践リーダー研修 受講・修了要件 同意書

本研修は、介護現場のリーダーとして認知症に関する理解を深め、自職場に学びを還元することを目標をとしていると同時に、修了することで認知症ケア加算の取得要件にもなります。そのため、様々な条件を満たさない場合には、運営法人の判断の上で修了証の交付ができないことがあります。以下の内容に同意の上で、署名・押印をお願いいたします。

- 1) 募集要綱にある研修対象者の受講要件を満たしていること。
 - ① 研修対象者は、原則として、愛知県内（名古屋市を除く。ただし、定員に余裕がある場合はその限りではない。）の介護保険施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下介護保険事業所等）に所属している者
 - ② 介護保険事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者で所属長の推薦を得た者
 - ③ ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者
 - ④ 認知症介護実践者研修を修了し、1年以上経過している者。ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者については研修対象者とする。
 - ⑤ 全日程の受講ができ、職場実習において職場、実習協力者等の協力が得られる者
- 2) 全ての講義、演習に出席すること。講義の欠席・遅刻・早退、講義中の私事による離席は認められません。
- 3) 全ての講義において、積極的に参加をすること。本研修は演習やグループワークが多くあります。そこへの積極的な参加姿勢が認められない場合には、修了ができない場合があります。
例) グループワークで発言をしない、ワークシートへの記入をしないなど
- 4) 講義、演習は認知症介護実践者研修程度の知識・技術・考え方が履修されていることを前提に行います。本研修の講義内容が理解出来るように、必要に応じて予習・復習は各自で行うこと。
- 5) 事業所の種別、職種、立場を尊重し、他の受講生と学びあう姿勢で受講すること。
- 6) 以下の場合には受講の取り消し又は、修了を認めない場合があります。
 - ・ 講義中の私語が多いなど、講師や他の受講生に対する迷惑行為
 - ・ 講義中のメール、LINE等の使用
 - ・ 講義の録音・撮影等
 - ・ 指定期間内に提出物がない
- 7) 職場実習において、実習協力者に対し、指導計画を作成することで、自身の指導の振り返りの機会としています。実習協力者と、互いに理解を深め、指導が可能な方が職場内に居ること。
- 8) 職場実習期間の確保ができること。
※ 業務の都合、自身の休暇等により実習期間中に不在となることが前提の場合は修了証の発行ができません。

